

オーナー様・大家様へ

ごみ集積所利用の 事前確認について

アパートやマンションのご入居者様の
ごみ出し場所を検討するにあたって

自治会・町内会へご確認をお願いします。

地域のごみ集積所の管理は、自治会・町内会が行っています。

お住まいになる地域によっては、どこのごみ集積所に出すかを、自治会・町内会で決めているところがあります。そのため、**どこに出してよいかは、自治会・町内会へ確認する必要があります。**

特にマンションやアパートを建設される際に、専用集積所を設けず、地域の集積所のご利用を検討する際には、必ず**事前に自治会・町内会へご相談ください**ようお願いします。

ご入居者様専用のごみ集積所を設ける場合

専用集積所を設置するには設置基準に基づき、集積所の位置、収集可能な場所であるかどうかなどの協議と設置届が必要となります。まずは静岡市収集業務課へ計画段階でご相談をお願いします。なお、専用集積所を設置する場合も、自治会・町内会からの承認が必要となります。

ご入居者様に
静岡市のごみの出し方の周知について
ご協力お願いします。



静岡市のごみの出し方や分別方法について
確認することができます。是非ご利用ください。

さんあ～るWeb版

静岡市 環境局 収集業務課 適正排出推進係
054-221-1365

